第６　社会秩序の維持

都道府県警察は、津波災害においては被災地が広範囲にわたることを考慮し、窃盗等の犯罪の発生や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行うものとする。また、被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。加えて、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

第７　大量拾得物の処理

都道府県警察は、津波災害により広範囲が被災し、大量の拾得物を取り扱う場合においては、保管場所の確保、必要な処理体制の整備等早期返還に向けた対応に努めるものとする。

第４編　東海地震に係る措置

第１章　国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第１節　地震防災応急対策に係る措置

第１　国家公安委員会の措置

国家公安委員会委員長は、大震法第９条の規定に基づく警戒宣言が発せられたときは、直ちに国家公安委員会を招集するものとする。

国家公安委員会委員長及び国家公安委員会委員が速やかに参集することが困難な場合等には、テレビ会議方式又は持ち回り方式により会議を行うものとする。

緊急の事態に際し、会議の議決をすることができない場合には、国家公安委員会は、あらかじめ定めた手続に従い、必要な措置をとるものとする。

第２　警察庁の措置

１　地震予知情報等の伝達

気象庁が発表する東海地震に関する情報、警戒宣言、警戒解除宣言その他のこれに関連する情報（以下「東海地震に関する情報等」という。）の伝達は、別図に示すところにより行うものとする。

この場合において、伝達事務は、２の災害警備連絡室、３の災害警備本部、４の地震災害警戒警備本部（以下「警察庁警戒本部等」という。）がそれぞれ設置されるまでの間は、執務時間内は警察庁警備局警備課、執務時間外は警察庁総合当直において行い、設置後は、警察庁警戒本部等において行うものとする。

２　災害警備連絡室の設置

長官は、東海地震に関連する調査情報（定例の情報及び臨時の情報のうち警察措置の必要がないと判断できるものを除く。）が発せられた場合には、災害警備連絡室を設置するものとする。

３　災害警備本部の設置

長官は、東海地震注意情報が発せられた場合には、災害警備本部を設置するものとする。

４　地震災害警戒警備本部の設置

長官は、警戒宣言が発せられた場合又は発せられることが予想される場合には、長官を長とする地震災害警戒警備本部（以下「警察庁警戒本部」という。）を設置するものとする。

５　情報の収集・報告

⑴　情報の収集

ア　管轄都県警察等からの情報の収集

強化地域を管轄する都県警察（以下「管轄都県警察」という。）及び強化地域に係る都県に隣接し、又は近接する府県の区域を管轄する府県警察並びに関東、中部及び近畿管区警察局からの情報の収集は、以下の事項を重点として行うものとする。

㋐　警備体制の確立状況

㋑　住民等の反応と避難等の状況

㋒　主要幹線道路等の交通の状況

㋓　特異事案の発生状況と今後の見通し

㋔　交通対策、警備対策等警察措置の実施状況

㋕　関係機関の対策の実施状況

イ　その他の道府県警察等からの情報の収集

ア以外の管区警察局及び道府県警察からの情報の収集は、必要に応じ、関連する事項について行うものとする。

ウ　関係機関からの情報の収集

内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁、防衛省等の関係機関からの情報収集は、連絡を密にして迅速に行うものとする。

⑵　地震災害警戒本部に対する報告

大震法第28条第２項の規定に基づき、長官は、地震災害警戒本部に対して、警備体制の確立状況、治安の概況と見通し及び交通対策、警備対策等警察措置の実施状況について報告するものとする。

６　都道府県警察の活動に関する調整等

都道府県警察の実施する地震防災応急対策の効果的推進を図るため、以下に掲げる都道府県警察の警察活動に関して調整するものとする。

この場合において、民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案で国の公安に係るものについての警察運営に関して、都道府県警察を指揮監督するものとする。

⑴　災害警備活動

⑵　都道府県警察相互間の支援

⑶　交通対策

⑷　社会秩序の維持

⑸　危険物の保安対策

⑹　住民等への情報伝達活動

⑺　生活必需物資の確保のための関係機関への協力

⑻　その他治安維持上必要な事項

７　即応部隊の運用に関する調整等

⑴　東海地震注意情報が発せられた場合

警察庁は、帯同装備品の点検・整備、所定箇所への隊員の集結、同所での待機等、即応部隊の派遣に向けた準備行動について必要な指示及び調整を行うものとする。

⑵　警戒宣言が発せられた場合

警察庁は、東海地震発生後の災害警備活動を迅速的確に実施するため、即応部隊の強化地域周辺への事前派遣等について必要な指示及び調整を行うものとする。

具体的な派遣計画については別に定める。

８　交通対策

⑴　基本方針

警戒宣言が発せられた場合における交通対策については、以下に掲げる基本事項にのっとり都道府県警察を指導調整するものとする。

なお、都道府県警察の策定する交通規制計画については、広域的な交通対策の観点からあらかじめ指導調整するものとする。

ア　強化地域内での一般車両の走行は極力抑制するものとする。

イ　強化地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。